

2. 各国政策動向

2.1 フランスにおける EU CBAM 実施のための国内法措置

はじめに

フランス政府は 2026 年 4 月 30 日、官報にて「炭素国境調整メカニズム（CBAM）」に関するオルドナンス（政令）¹を公表した。本政令は、EU の CBAM 規則²を国内レベルで実施・運用するために必要な、行政上および執行上の措置をフランス法に導入するものである。なお、本政令は、同年初頭にフランス当局が公表・更新した実務ガイダンス文書（輸入事業者向けの実務ガイドを含む）によって補足・解説されている。

CBAM は、輸入品に対する EU の炭素価格設定ツールである。EU 排出量取引制度（ETS）の下で EU 域内生産者が負担する炭素コストと同等の負担を、輸入品にも課すことを目的としており、その主な狙いは、気候変動政策がより緩やかな国への生産移転（カーボンリーケージ）のリスクを低減することにある。対象は現在、鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、電力、水素といった特定の炭素集約型セクターである。2 年間の報告義務のみが課される移行期間を経て、2026 年 1 月 1 日より CBAM 証書の購入・提出といった金銭的義務が段階的に導入されている。

本政令は主に規則の執行や行政手続き、および所管当局の権限について規定するものであり、フランス法上の概念を EU CBAM 規則の用語や要件と整合させる役割を持つ。主な内容は以下のとおり。

- 「債務者」の定義：CBAM 上の義務（体化排出量（embedded emissions）の報告、CBAM 証書の提出等）を履行する責任主体を正式に定義。これにより、運用の円滑化と、不順守が発生した際の法的責任の所在特定について明確化している。
- 無許可輸入に対する罰則：認可申告者の資格を持たない者が、所定の閾値を超えて CBAM 対象物品を輸入した場合の手続きを規定。当局は事業者に対して関連情報の提出を求めることができ、不順守が確認された場合は当該輸入品の排出量に基づいて算定される金銭的制裁を科すことができる。なお、当該制裁金の支払い義務を果たすことで、当該輸入に関する報告義務は免除される。また本政令は、違反の重大性に応じた「比例制」を担保するため、違反の程度に応じた段階的な罰則制度を導入している。
- 認可申告者資格の取消手続き：認可申告者資格の取消に先立ち、手続上の保障措置を定める。当局は最終決定を下す前に対象事業者へ通知するとともに、意見提出の機会を与えなければならない。なお取消しは、通知をもって効力を生じるものとする。
- 行政当局間における情報共有の強化：税関・税務・金融当局等において、CBAM 執行に関連する情報を関係当局間で共有する権限を拡大する。監視能力を向上させ、不順守や規制回避行為を早期に発見することを目的とする。

影響

本政令は、EU 法ですでに規定されている義務を国内法化するものであり、独自の制度を

1 https://www.consultations-publiques.developpement-durable.gouv.fr/IMG/pdf/projet_ordonnance_macf_v9.pdf

2 https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en

新たに創設するものではない。その主たる効果は、フランス当局による CBAM 規則の実務上の執行方法を明確化する点にある。

このため、CBAM 対象製品をフランス向けに輸出する日本企業への直接的な影響は限定的と見込まれる。ただし鉄鋼、アルミニウム、肥料、その他の CBAM 対象製品を輸出する日本企業は、EU 側の輸入事業者から、信頼性が高く検証可能な排出量データの提供をこれまで以上に求められることが予想される。

また、フランス子会社を通じて事業を展開する企業、あるいはフランス向け輸入業者として活動する企業は、CBAM の認可申告者資格の取得および維持、記録保持や報告義務、税関・行政当局による検査、不正確な報告や無許可輸入があった場合の金銭的制裁への対応など、追加的な行政上の負担に直面するリスクがある。

さらに、税務当局と金融当局間の連携強化により、特に規制回避のリスクが高いとみなされる分野において、サプライチェーンおよび排出量申告に対する監視が強化される可能性がある。

利害関係者の動向

2026 年 3 月、フランス政府は本政令案に関するパブリックコンサルテーション³(意見募集)を実施した。本意見募集は、同国における CBAM の実務的な運用および執行に必要な国内実施措置に限定されており、CBAM の原則、適用対象部門、ならびに EU 法により直接規定されている広範な基本的事項は対象外とされた。

本意見募集には 300 件を超える意見が寄せられた。その大半は個別の農業者や農業関連団体からのものであり、これに海外領土関係者やエネルギー分野の業界団体が続いた。

特に農業部門からの意見は、CBAM が肥料分野に及ぼす影響に集中した。関係者は、農場経営への経済的影響、バリューチェーン下流への追加コスト転嫁の困難さ、既存の農業貿易政策と CBAM の整合性に対する疑念、窒素肥料を CBAM の適用除外とする要請、ならびに制度における透明性およびトレーサビリティ向上の必要性について懸念を示した。

これに対しフランス政府は、これらの懸念の多くは国内実施措置の調整のみでは解決できず、EU CBAM 規則そのものの改正を必要とする事項であるため、今回の意見募集の範囲外である旨回答した。

次のステップ

- 2026 年 7 月まで：フランス政府による批准法案の同国議会への提出。フランス法において、政府が制定したオルドナンス（政令）が完全な法的効力を得て恒久的な制定法となるには、議会による批准を受ける必要がある。

3 <https://www.consultations-publiques.developpement-durable.gouv.fr/ordonnance-portant-adaptation-du-droit-francais-a3327.html?lang=fr>

2.2 スペイン、EV バリューチェーン製造促進の支援制度

はじめに

欧州委員会は 2026 年 3 月 5 日、電気自動車（EV）バリューチェーンの製造能力拡大に向けた投資を支援するため、総額 2 億ユーロを配分するスペインの国家補助制度を承認した⁴。

本制度は、2026 年 6 月 30 日まで、スペイン企業に対し直接補助金を交付するものである。対象となる投資分野は以下の通り。

- バッテリー技術およびエネルギー貯蔵システムの製造
- 電気自動車（EV）で使用される水素技術
- 上記技術に使用される主要部品の製造
- 二次原料の活用を含む、重要原材料の加工または回収

本制度は、EV の普及拡大を支える重要産業の生産能力向上を加速させ、欧州が掲げる広範な気候・産業政策目標の達成推進を目的としている。これは、EV サプライチェーン全体にわたる域内の産業基盤強化を図る、欧州の広範な政策動向を反映したものだ。域内で EV 需要が急速に拡大する中、欧州の政策立案者は、バッテリーやエネルギー貯蔵技術、および重要原材料への安定的なアクセス確保に向け、一層の対応を迫られている。

スペインにおける製造・資源回収能力の向上に資するプロジェクトを支援することで、EU は域外サプライヤーへの依存を低減し、より強靱な電動モビリティ部門の構築促進を目指している。このスペインの取組みは、EU 諸国が先進的な自動車・エネルギー技術分野への投資誘致を進める中で、EU の「クリーン産業ディール⁵」の下で展開される広範な各国施策の一環に位置付けられる。

欧州委員会は本制度を 2025 年の「クリーン産業ディール国家補助枠組み⁶」に基づき承認した。同枠組みにより、加盟国政府は EU の国家補助規則（State Aid Regulations）⁷ に準拠しつつ、特定産業への支援措置を講じることが可能となるほか、以下を目的とする支援制度を策定できる。

- 再生可能エネルギーの導入加速
- エネルギー多消費事業者に対する一時的な電力価格負担の軽減
- 産業プロセスの脱炭素化の促進
- 十分なクリーン技術製造能力の確保
- クリーンエネルギー導入、産業脱炭素化、およびクリーン技術製造の拡大に必要な民間投資のリスク低減

影響

日本企業にとって、欧州委員会によるスペインの国家補助制度の承認は、直接的・間接的な影響をもたらすものとみられる。

4 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_26_523

5 https://commission.europa.eu/topics/competitiveness/clean-industrial-deal_en

6 https://competition-policy.ec.europa.eu/about/contribution-clean-just-and-competitive-transition/clean-industrial-deal-state-aid-framework-cisaf_en

7 https://competition-policy.ec.europa.eu/state-aid/legislation/regulations_en

本制度は、日本の機械、設備、バッテリー、電気電子機器、水素関連および自動化技術企業が、拡大を続ける欧州のEVサプライチェーンに参画する際の事業環境に影響を与える可能性がある。

本措置はスペイン全域の企業を対象としているため、同国内に子会社を有する日本企業も補助金の申請対象となり得る。

さらに、EV分野で事業を展開する日本企業は、生産機械、工場自動化、試験システム、バッテリー設備、リサイクル技術、水素関連部品等のサプライヤーとして、間接的な恩恵を受けることも期待される。特に、スペイン側の顧客企業が高度な製造能力を必要とする場合には、その可能性がより高まるだろう。

同時に、本制度による資金配分は、域内のクリーンテック生産および戦略的サプライチェーンを支援しようとするEUのより広範な政策傾向を反映している。日本企業にとっては、EU域内への投資、国家補助の適格性要件への適合、ならびにスペインおよびEUの資金支援公募に関する早期の動向把握が、今後さらに重要性を増す可能性がある。したがって、企業は本制度の具体的な実施状況を継続的に注視する必要があると考えられる。

利害関係者の動向

- 欧州委員会のテレサ・リベラ上級副委員長（クリーンで公正かつ競争力のある移行担当）は、欧州の輸入化石燃料依存の低減に資する重要な施策であるとして、スペインの提案を歓迎した⁸。
- 欧州委員会競争総局は、本件の承認についてEUの国家補助規則と整合するものであると説明。本制度は「必要かつ適切であり、均衡が取れている」措置であり、ネットゼロ移行およびクリーン産業ディールの目標にも合致すると評価した。

次のステップ

- 2026年6月30日：スペイン企業に対する補助交付決定の期限

2.3 デンマーク、INNO-CCUS イニシアチブの下で新たな炭素回収プロジェクトを始動

はじめに

2026年4月、デンマークは「INNO-CCUS」プログラム⁹の第3および第4募集枠で選定されたプロジェクトを発表した。これらは小規模な共同研究プロジェクトから大規模な実証志向型にいたる、炭素回収・利用・貯留（CCUS）プロジェクトを支援するものである。本発表は、同国の気候目標の達成に向け、CCUS技術の社会実装の拡大を図る取り組みの前進を示すものである。

炭素回収・貯留（CCS）技術は、産業活動によって発生する二酸化炭素（CO₂）を大気中に放出される前に回収することを目的とする。回収されたCO₂は、地層中に恒久的に貯留されるほか、産業用途に活用される場合もある。

INNO-CCUSは、研究開発およびイノベーションの連携を通じて低炭素技術の開発を加速

⁸ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_26_523

⁹ <https://inno-ccus.dk/>

することを目的に 2022 年に設立されたデンマークの 4 つの「ミッション志向型グリーン・パートナーシップ」の一つである。同イニシアチブは CCUS ソリューションに特化しており、産業界、研究機関、および公的機関を結集することで、大規模な導入に向けた技術的・経済的・社会的課題の解決を目指している。

本プログラムはデンマーク・イノベーション基金（Innovation Fund Denmark）¹⁰ の共同出資を受け、同国の気候中立目標の達成に資する応用研究および実証プロジェクトを支援する。総予算 3 億 5,000 万デンマーク・クローネ（約 87 億円）を有する INNO-CCUS は、炭素管理技術の発展を推進する同国の主要プラットフォームの一つとなっている。

2026 年 4 月の発表では、以下を含む 12 のプロジェクトが選定された。各プロジェクトは炭素除去、回収、利用、貯留に対するさまざまなアプローチを掲げている。

- **CHARBLOCK**：バイオ炭を用いたカーボンネガティブ軽量コンクリートの開発。回収した炭素を建設資材に組み込むことを可能にする。
- **CAP-FLEX**：脱炭素化が困難とされるセメント産業における CO₂ 回収技術への取り組み。
- **ICEFIELD**：農地における強化岩石風化（Enhanced Rock Weathering：ERW）に関する同国初の実地データおよびモニタリングシステムの構築。ERW は、自然の鉱物反応を通じた CO₂ 除去を目的とする手法である。
- **IKKA-CCUS**：海水中でのイカイト（イカ石）形成を活用した新たな低エネルギー型 CO₂ 回収プロセスの実証。
- **MycoForest**：土壌マイクロバイオームの活用による植林における炭素吸収量の増加。
- **OptiCap AI**：高度なモデリングを通じた、CO₂ 回収におけるエネルギー消費とリスクの低減。
- **LOCASH**：地域型の炭素鉱物化貯留ソリューションの地質学的な可能性および社会的影響を評価。
- **DACBattery**：直接空気回収（DAC）技術とエネルギー貯蔵システムの統合による運用コスト削減および拡張性の向上。
- **D-TRICS**：同国の三畳紀深部地層における新たな CO₂ 貯留可能性の調査。
- **OMGCCS**：CO₂ 貯留地点上部の地下水および地表水に対する、費用対効果が高く高品質なモニタリング手法の開発。
- **GCO2M**：草地バイオマスの高付加価値かつ炭素貯留型の建設資材への転換。

影響

これらのプロジェクトの開始は、デンマークが多様な炭素除去・貯留手法を同時に支援することにより炭素管理戦略の多角化を図る姿勢を示すものである。

本イニシアチブは新興 CCUS 技術の地域的な実証拠点としての同国の地位を強化するとともに、セメント、化学、エネルギー多消費型製造業といった「排出削減が困難な分野」における、拡張可能なソリューションの開発に寄与すると期待される。

さらに、本プログラムは国際的な産業協力の機会を創出する可能性を秘めている。炭素回収技術、先端材料、エンジニアリングサービス、蓄電池（エネルギー貯蔵）、産業用機器、低炭素建材の分野で事業を展開する日本企業にとっては、同国の CCUS エコシステム拡大に伴う将来的なパートナーシップや、実証事業への参画、技術輸出の機会を享受できる好機とな

¹⁰ <https://innovationsfonden.dk/en/about-innovation-fund-denmark>

り得る。特に DAC システム、炭素利用技術、CO₂ 輸送・貯留インフラに関わる企業にとっては、パイロット規模での導入を進める同国の動向が注視される。

もっとも、これらのプロジェクトは依然として研究・実証の初期段階にあり、大規模な商業展開および長期的な経済性については、今後の実証結果を待つ必要がある。

利害関係者の動向

選定されたプロジェクトは、同国のより広範な脱炭素化戦略の一環であり、CCUS 技術の開発に対する国内での継続的な支持¹¹を反映したものである。デンマークの当局や研究関係者は、特に直接的な電化や製造プロセス転換が困難な分野において、炭素回収・除去ソリューションを排出削減の補完手段として、一層重視するようになっている。

INNO-CCUS に参加する研究機関や産業界は、初期段階の CCUS イノベーションに伴う技術的・財務的リスクを低減するうえで公的支援が不可欠であると強調している¹²。また、本プログラムの協働的枠組みは、将来の炭素管理バリューチェーンの構築に向けた学術界、産業界、政策立案者間の連携を深める取り組みといえる。

一方で、一部の環境団体¹³や公益団体は、CCS および炭素除去技術の導入について引き続き慎重な姿勢を示している。主な懸念は、直接空気回収（DAC）や地中貯留といった特定の手法の長期的な有効性、コスト、エネルギー消費、および社会的受容性に及ぶ。また、炭素除去技術への投資と、直接的な排出削減の優先順位をめぐる議論も続いている。

ただし、2026 年 4 月のプロジェクト発表後、現時点までに顕著な市民の反発や大きな政治的論争は報告されていない。

次のステップ

- 2026 年上半期：第 3 および第 4 募集枠で選定された全 12 プロジェクトが開始予定（各プロジェクトの実施期間は最低 1 年間）。
- 2029 年 5 月：第 3 募集枠のプロジェクト完了期限。
- 2030 年 11 月：第 4 募集枠のプロジェクト完了期限。

2.4 英国、鉄鋼戦略の発表

はじめに

2026 年 3 月 19 日、英国政府は新たな鉄鋼戦略（The UK Steel Strategy）¹⁴を公表した。本戦略は、貿易保護措置の強化と国内鉄鋼産業に対する大規模な公的支援を両輪とするものであり、同国の鉄鋼生産の安定化およびサプライチェーンのレジリエンス強化を図るとともに、防衛、建設、クリーンエネルギー、インフラといった戦略的重点分野を支えることを目

11 <https://www.foodbev.com/news/eu-biotech-act-s-exclusion-of-novel-foods-from-regulatory-sandbox-is-a-missed-opportunity-for-food>

12 <https://ens.dk/en/press/danish-energy-agency-opens-public-consultation-multi-billion-fund-co2-capture-and-storage>

13 <https://www.greenpeace.org/denmark/nyhed/klimaforandringer/debatindlaeg-ccs-aftale-risikerer-at-blive-en-ladeport-for-udbetaling-af-stoette-til-falske-loesninger>

14 <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/69bbd096f7b1c24d8e23ce06/uk-steel-strategy.pdf>

的としている。

本戦略は、英国鉄鋼業界が継続的な圧力にさらされる中で打ち出された。同国の粗鋼生産量は、エネルギー価格の高騰、生産設備の老朽化、世界的な供給過剰、ならびに低コストな輸入品との競争を背景に、過去 10 年間で急激に減少¹⁵している。なお本戦略の背景には、戦略的分野における産業政策と貿易保護の重視という、より広範な国際的潮流も反映されている。EU や米国においても、世界的な供給過剰や自国産業の競争力低下に対する懸念を受けて、同様の措置が採択または提案¹⁶されている。

本戦略の主な施策は以下の通りである。

● 輸入関連

- 鉄鋼輸入割当：2026 年 7 月 1 日より、英国の鉄鋼輸入割当量は現行水準と比較して 60% 削減され、割当超過分に対する関税は現行の 25% から 50% に引き上げられる。これらの措置は、英国国内で生産可能な鉄鋼製品にのみ適用される。
※編集注：本稿執筆後の 2026 年 6 月 25 日、英国政府は同年 7 月 1 日から適用する輸入割当量の削減率を 51% とすることを決定した（当初計画は 60%）。
- 移行期間：政府は 2026 年 3 月 14 日以前に締結された契約に基づき、2026 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間に輸入される製品について、暫定的な適用除外を認める可能性を検討している。最終的な詳細は現在も協議中である。
- 原産地追跡要件：政府は、輸入鉄鋼製品の原産地を特定し、貿易措置の迂回を防止するための「溶解・鋳造（Melt and Pour）」要件の導入を検討している。
- 国際協力：英国は、世界的な供給過剰への対応、サプライチェーンのレジリエンス強化、および貿易措置の協調を目的として、主要貿易相手国との国際鉄鋼協定の可能性を検討する。

● 国内鉄鋼需要への支援

- 洋上風力発電事業者は、2026 年 7 月の第 8 回割当ラウンド以降「クリーン産業ボーナス（Clean Industry Bonus: CIB）¹⁷」の申請に英国の鉄鋼メーカーを含めることが認められる。本措置は、洋上風力発電のサプライチェーンにおける英国鉄鋼メーカーの参画拡大を目的としている。

● 資金支援および産業支援

- 国富ファンド（National Wealth Fund）¹⁸：今議会期間中（次回総選挙が予定される 2029 年夏まで）に鉄鋼部門に対し最大 25 億ポンドの支援を提供予定。このうち 5 億ポンドは、タタ・スチールのポート・タルボット製鉄所の脱炭素化に向けた設備転換プロジェクトに充てられる。
- 接続アクセラレーターサービス：政府は、戦略的に重要な産業プロジェクトの送電網（グリッド）接続を優先するための接続アクセラレーターサービス（Connections Accelerator Service）を開始する。

● エネルギー価格および脱炭素化

15 <https://hansard.parliament.uk/commons/2026-03-19/debates/C2F59B04-51F5-4F8A-80F4-0F19C90083E9/UKSteelStrategy>

16 <https://www.whitecase.com/insight-alert/uk-government-publishes-new-steel-strategy-and-announces-significant-trade-measures>

17 <https://www.gov.uk/government/publications/contracts-for-difference-cfd-allocation-round-7-clean-industry-bonus-framework-and-guidance>

18 <https://www.nationalwealthfund.org.uk/>

- 「英国産業競争力強化スキーム (British Industrial Competitiveness Scheme : BICS) ¹⁹」:産業用電力コストの削減およびエネルギー多消費産業の競争力向上を目的とする新制度の導入を目指す。
 - 英国の炭素国境調整メカニズム (UK CBAM) ²⁰:2027 年 1 月 1 日に施行予定。間接排出量の算入対象化については、エネルギー集約型産業補償制度による支援の継続を踏まえ、少なくとも 2029 年まで延期される。
 - スクラップ鋼の供給：
 - 2026 年 5 月、国内のスクラップ鋼サプライチェーンの強化およびリサイクル能力の支援に向けた政府横断的な作業部会が発足した。これにより、電気アーク炉（電炉）での生産に必要な高品質スクラップの安定確保を図る。
- 本戦略に加え、政府は 2 本の独立報告書も公表した。
- 「英国鉄鋼一次レビュー (UK Primary Steelmaking Review) ²¹」:国内における将来の需要と一次鉄・鉄鋼生産の選択肢を評価。
 - 「英国鉄鋼戦略需要評価 (UK Steel Strategy Demand Assessment) ²²」:2050 年までの英国の鉄鋼需要予測、既存の生産能力、およびサプライチェーン上のギャップを分析したもの。

影響

本戦略は、英国市場で事業を展開する建設、製造、インフラ、クリーンエネルギー分野に大きな影響を及ぼす可能性が高い。

- 鉄鋼調達コストの上昇：輸入割当の縮小および割当超過関税の引き上げにより、輸入鉄鋼に依存する企業の調達コストが大幅に上昇する懸念がある。特に、多量の鉄鋼を必要とする洋上風力、インフラ、自動車、防衛、建設等のプロジェクトにとっては、事業採算性を左右する重要な意味を持つ。
- サプライチェーン混乱リスク：国外から鉄鋼を調達する企業は、輸入割当枠の確保、納期、および通関取扱いに関する不確実性に直面することになる。輸入業者による 2026 年 7 月前の駆け込み輸入手配により、短期的な市場変動や事務手続上の負担が増す可能性がある。
- 契約および資金調達リスク：既存の調達契約や建設契約において、新たな関税コストの負担主体が明確ではない可能性がある。特に本戦略の公表前に入札が行われた案件において、プロジェクトの発注者、請負業者、供給業者の間で価格をめぐる係争が生じるリスクがある。

英国で製造事業、インフラプロジェクト、または自動車生産に携わる日本企業は、輸入鋼材を必要とする場合、投入コストの上昇や調達計画の複雑化に直面する見通しだ。その一方で、本戦略は低炭素製鋼、電気アーク炉、洋上風力発電サプライチェーン、産業脱炭素化などの

19 <https://www.gov.uk/government/consultations/british-industrial-competitiveness-scheme-consultation-on-scheme-eligibility-and-approach/british-industrial-competitiveness-scheme-consultation-on-scheme-eligibility-and-approach>

20 <https://www.gov.uk/government/publications/factsheet-carbon-border-adjustment-mechanism-cbam/factsheet-carbon-border-adjustment-mechanism>

21 <https://www.gov.uk/government/publications/materials-processing-institute-uk-primary-steelmaking-review-2025>

22 <https://www.gov.uk/government/publications/uk-steel-strategy-demand-assessment>

関連企業には新たなビジネス機会をもたらす可能性がある。

利害関係者の動向

本戦略は、数年にわたり政府によるより強力な介入を求めてきた英国鉄鋼業界および労働組合から幅広い支持を受けている²³。業界団体は、貿易保護、政府投資、エネルギーコスト支援を組み合わせた本パッケージを歓迎²⁴し、国内生産能力の維持および長期的な投資の誘致に不可欠であるとの見方を示した。

これに対し鉄鋼輸入業者および川下製造業者は、輸入割当の縮小および関税引き上げがサプライチェーンの混乱や、輸入鉄鋼製品に依存する国内メーカーのコスト増につながる懸念を示した。一部の業界団体は、顧客が英国国内で鉄鋼を調達・加工する代わりに、完成品の直接輸入を選択するケースが増える可能性があるかと警告した。

政治的な反応は以下のように分かれている。

- 保守党：輸入制限がインフレを招く可能性があるとしてこれを批判²⁵し、鉄鋼コストの上昇が建設、インフラおよび製造業の競争力に悪影響を及ぼす可能性があるかと警告した。
- Reform UK：エネルギー価格高騰と脱炭素化政策こそが同セクターの衰退の主因であると主張²⁶した。同党は、重工業に影響を与えるネットゼロ関連政策のより広範な見直しを求めるとともに、独自の「代替鉄鋼戦略」案の策定を掲げた。

次のステップ

- 2026年7月1日：英国の鉄鋼輸入割当量は、現行水準から60%削減される。
(※編集注：本稿執筆後、2026年6月25日の決定で削減率は51%となった。)
- 2026年7月：洋上風力発電の第8回割当ラウンド開始。事業者はクリーン産業ボーナス(CIB)の申請に英国の鉄鋼メーカーを含めることが可能となる。
- 2027年1月1日：英国の炭素国境調整メカニズムの施行。
- 2027年7月1日：鉄鋼輸入割当量の見直し。
- 2027年：新しい英国産業競争力強化スキーム(BICS)の発効。

2.5 ドイツ、陸上風力発電の入札容量を拡大

はじめに

2026年1月6日、ドイツの連邦エネルギー規制当局である連邦ネットワーク庁(Bundesnetzagentur)は、同年最初の入札ラウンド(締切：2026年2月1日)における陸上風力発電の募集容量を、当初計画の2.5GWから約3.45GW相当に引き上げた²⁷。

2026年3月31日に公表された結果によると、募集容量の拡大にもかかわらず、当該ラ

23 <https://www.bbc.com/news/articles/c98q8q4zl8qo>

24 <https://www.uksteel.org/steel-news-2026/uk-steel-welcomes-british-steel-nationalisation>

25 <https://theweek.com/business/economy/uk-new-steel-tariff-strategy>

26 <https://www.theguardian.com/business/2026/apr/24/reform-uk-steel-policy-manufacturing-labour>

27 <https://www.windpowermonthly.com/article/1944238/germany-increases-onshore-wind-auction-volume>

ウンドは供給容量約 3.45GW (3,445MW) に対して 924 件・計約 7.86GW (7,858MW) 分の応募があり、倍率が 2 倍を超えるなど応札が殺到した。

こうした動きは、入札規模および参加件数の拡大傾向を示している。実際、2025 年には 20.8GW 相当の陸上風力発電プロジェクトが許認可を取得した²⁸。また同年では 2 月および 5 月の入札ラウンドはいずれも応募超過となり、11 月²⁹ には入札応募容量が 8GW を超えた。一方で入札価格は大幅に下落³⁰ しており、2018 年以來の最低水準にある (55.4 ユーロ/MWh: 2026 年 2 月)。これは競争の激化により、事業者が契約を獲得するためにより低価格で入札せざるを得ない強いインセンティブが働いた結果といえる。

ドイツの「2023 年再生可能エネルギー法 (EEG 2023)³¹」第 4 条によれば、同国は陸上風力発電の設備容量を 2028 年までに 99GW、2030 年までに 115GW、2035 年までに 157GW、2040 年までに 160GW へと拡大する予定である。同法はまた 2024 ~ 2028 年の期間について各年間 10,000MW (10GW) の導入目標を定めており、これを年間 4 回 (2 月、5 月、8 月、11 月) の入札ラウンドに配分して実施することとしている。

2026 年 5 月にはドイツ環境省が「2026 年気候行動プログラム³²」を公表し、その中で 2030 年頃までの接続を目指す陸上風力発電向けの追加入札容量 12GW (風力タービン約 2,000 基分に相当) を盛り込んだ。本決定は、中東情勢に起因する不確実性を背景に、同国のエネルギー自立性を高める取り組みの一環として位置づけられる。ドイツのカテリーナ・ライヒェ経済・エネルギー大臣は動画メッセージ³³ において、風力発電への追加支援を確認するとともに、政府はエネルギー供給源の戦略的多角化を進めていると述べた。

影響

本件は日本企業に直接的・間接的な事業機会をもたらす可能性がある。

今回の募集容量拡大は、日本の機械、設備、風力タービン、電気電子機器、自動化システム、エネルギー貯蔵関連企業が入札に参加する事業環境や、拡大する欧州の再生可能エネルギー・サプライチェーンの支援に関与する環境に影響を及ぼす可能性がある。再生可能エネルギー法³⁴ には国籍制限が設けられていないため、日本企業も要件を満たす場合はこれらの入札に参加することが可能である。入札参加要件³⁵ はプロジェクトの許認可取得状況および登録に依存しており、入札参加者は連邦排出規制法 (Bundes-Immissionsschutzgesetz)³⁶ に基づく認可済みプロジェクトに対して入札を行う。

28 <https://www.cleanenergywire.org/news/germany-approves-record-capacity-new-onshore-wind-turbines-2025>

29 https://www.bundesnetzagentur.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/EN/2026/20260108_Wind.html?nn=694186

30 <https://windletteren.substack.com/p/windletter-134-onshore-auctions-in>

31 https://www.gesetze-im-internet.de/eeg_2014/_4.html

32 https://www.bundesumweltministerium.de/fileadmin/Daten_BMU/Download_PDF/Klimaschutz/klimaschutzprogramm_2026_hintergrund_bf.pdf

33 https://www.linkedin.com/posts/katherinareiche_energiepolitik-energieversorgung-activity-7442217092394885121-QWZ-

34 https://www.bundeswirtschaftsministerium.de/Redaktion/EN/Downloads/renewable-energy-sources-act-2017.pdf?__blob=publicationFile&v=1

35 https://www.bundesnetzagentur.de/DE/Fachthemen/ElektrizitaetundGas/Ausschreibungen/Wind_Onshore/Ausschreibungsverfahren/start.html

36 https://www.bundesumweltministerium.de/fileadmin/Daten_BMU/Download_PDF/Luft/bimschg_en_bf.pdf

また日本企業は、風力タービン部品、建設機械、工場自動化システム、系統統合システム、エネルギー貯蔵および制御技術のサプライヤーとしても間接的な恩恵を受ける可能性がある。特に、落札事業者が高度な製造・施工能力を必要とする場合、日本企業が有する技術力が発揮される余地は大きいと考えられる。

利害関係者の動向

入札容量拡大は、再生可能エネルギー関連団体をはじめとする利害関係者からの要請に応じたものである。特に、バーデン＝ヴュルテンベルク州再生可能エネルギー・プラットフォーム（PEE BW）およびバイエルン州再生可能エネルギー協会（LEE Bayern）は、ドイツ全土で既に多くの風力発電プロジェクトが計画・許認可済みであり、短期間での稼働が可能であると指摘。その一方で、従来の入札容量は過小であるために応募超過の状態が続いていることから、入札容量の拡大が入札制度上のボトルネック解消につながると主張した。

当該要請は、バーデン＝ヴュルテンベルク州環境省やバイエルン州をはじめとする各州政府からも支持³⁷された。これらの州政府は、直接的な恩恵を受けるプロジェクトの多くがドイツ北部および東部に偏っている点に言及しつつも、同国のエネルギー転換を促進するためには、入札容量の拡大が不可欠であるとの認識で一致している。

次のステップ

今後の入札については、現時点で具体的なスケジュールは公表されていない。過去数年の傾向からみると、2月に第1回、5月に第2回が行われた後、8月に第3回、11月から12月にかけて第4回の入札が実施される見通しである。

37 <https://um.baden-wuerttemberg.de/de/presse-service/presse/pressemitteilung/pid/mehr-windkraft-fuer-baden-wuerttemberg>